

**容量市場 長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答**

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
<b>約款の変更について</b>				
1	第1章 総則	4	2条1項において、「電気事業法その他の法令の改正等により本約款を変更する必要があるが生じた場合、本約款を変更することがあります」とされていますが、あくまでも変更がなされるのは、法令の改正に準ずるような事情により変更の必要性が生じた場合に限られ、本機関による恣意的な本約款の変更は想定されていないという認識で問題ないでしょうか。	法令の改正等、弊機関が本約款を変更する必要があると判断した場合に、本約款を変更することがあります。
<b>容量停止計画について</b>				
2	第3章 権利および義務	8	計画外停止の取り扱い（申請方法）とそのペナルティの有無について。	各リクワイアメントによって対応は異なります。 関係するリクワイアメントをご確認の上、今後公表予定の業務マニュアル等により具体的な手続きをご確認ください。 なお、メインオークションと共通のリクワイアメントに関しては、公表済みのメインオークション向けの資料もご参照ください。
<b>市場退出について</b>				
3	第3章 権利および義務	9	11条1項①における「本機関が合理的と認める理由」とは、具体的にはどのような事由を想定されているのでしょうか。	個別の事例を確認し判断するため、一律の回答は致しかねます。
4	第3章 権利および義務	9	11条1項⑤において、容量提供事業者が左右することができない事由により、工事費負担金が見積額より高額となったことで経済性が悪化したことが、市場退出の事由とされておりますが、その反対解釈として、それ以外の事由により経済性が悪化した場合（例：原材料費の高騰等）は、たとえそれが容量提供事業者が左右することができない事由に基づくものであったとしても、市場退出は認められないということになるのでしょうか。	ご認識の通りです。
5	第3章 権利および義務	10	第12条 前回同様に市場退出時のペナルティ上限は退出時の容量収入による年間収益の10%という理解で良いでしょうか。	約款第12条第1項に記載の通りです。
<b>制度適用期間前のリクワイアメント・アセスメント・ペナルティについて</b>				
6	第3章 権利および義務	10	「制度適用期間前」のリクワイアメントとして、「①供給力提供開始時期の遵守」がありますが、仮に事業者努力により供給力提供開始時期が前倒しとなった場合でも、事業者は応札時に指定した当該時期を維持するという理解でよろしいでしょうか？	供給力提供開始時期を前倒しすることは可能です。 ただし、供給力提供開始時期を前倒しすると、供給力確保に貢献するものの、一方で容量市場のメインオークションとの関係上、余剰の供給力を確保している場合も考えられることから、容量拠出金の最小化という観点において、実情に合わせた供給力提供開始時期を設定してください。
7	第3章 権利および義務	10	供給力提供開始期限とは連系開始日の認識で良いか	「用語の定義」に記載のように、供給力提供開始期限とは、契約電源が供給力を提供開始しなければいけない期限日を指します。
8	第3章 権利および義務	11	「※1：供給力提供開始期限は、本契約締結日を起算日とする。」と記載があるが、本契約締結日すなわち落札通知日の日程が2025/4/1以降である点を確認いただきたい。これにより約1年供給力提供開始期限に影響があるため。	ご指摘をふまえて募集要綱第3章第1項に記載されている募集スケジュールにおいて、「約定結果は「応札の受付期間」終了から3か月後を目途とし、応札年度の翌年度に公表します」と修正いたします。
9	第3章 権利および義務	12	特別高圧での系統連系において、現時点の接続検討回答書では所要工期が工事費負担金入金後42ヶ月程度と長期化している状況です。この要因として、VCTに用いるブッシングの長期化とTSOから説明を受けており、電源種やエリアに関わらないものと認識しております。現時点では供給力提供開始期限をかるうじて遵守できるケースでも落札後にTSO側の工事遅延が生じて供給力提供開始期限を遵守できなくなる場合、ペナルティの対象外として認めていただきたい。	「供給力提供開始期限の遵守」のリクワイアメントにおいて、個別の事例や当該事象に対する事業者の対応を確認し、事業者に帰責性がない不可抗力事由によるものと認められる場合は、ペナルティは免責されることとなります。 この場合、工期等を勘案し、供給力提供開始時期を変更することを認め、当該変更による「供給力提供開始時期の順守」のペナルティが発生する場合には、当該ペナルティの対象外とすることといたします。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
10	第3章 権利および義務	12	供給力提供開始期限に間に合わなかった場合のペナルティはどの様になるか。また、延長申請は出来るか。	約款第15条第1項第1号に記載のペナルティが課されます。 供給力提供開始期限の延長は認められません。
11	第3章 権利および義務	12	第15条②において、供給開始期限が2030年3月31日（20年間の契約）で仮に供給開始が2030年4月15日となった場合のCase Studyの検討をお願いしたい。まずペナルティ金額は「1年分の容量確保契約金額」×5%(or10%)でよろしいか。その上で2030年度は還付なしで他市場取引が可能。加えて2031年4月1日からは落札の内容に従い計19年間、容量確保契約金額（ペナルティは除く）を得ることが可能か。	個別のケーススタディーを掲載する予定はありません。 ご記載のケースの場合、「供給力提供開始期限の順守」のペナルティは、約款第6条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間は19年に短縮され、当該期間終了後の制度適用期間における容量確保契約金額（各年）の契約単価は、各対象実需給年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格とします。 「供給力提供開始時期の順守」のペナルティの計算式は、第15条に記載の通りです。
<b>対象実需給年度のリクワイアメント・アセスメント・ペナルティについて</b>				
12	第3章 権利および義務	15	第19条 対象実需給年度のリクワイアメント 蓄電池の場合供給力の維持には充電が必要となります。リクワイメントが有っても充電中は放電はできません。また今回事業を計画する地域では、充電制御が掛かるため希望どおりの充電はできません。例えば本記載の解釈から8640コマ分はリクワイメントが有っても充電を許可するなど、系統用蓄電池の運用に関してクワイメントと充電の関係を記載頂きたいと考えます	揚水・蓄電池に関しては、上池へのポンプアップ時間もしくは充電時間を考慮し、求められるリクワイアメントに適切に対応するよう、各事業者において運用を行ってください。 なお、各リクワイアメント毎における具体的な対応は、説明会資料や業務マニュアル等をご確認ください。
13	第3章 権利および義務	15	既設火力の改修において、脱炭素燃料(水素、アンモニア等)が調達できない場合、LNG・石炭で代替することで供給力は維持可能となる。この場合、「(1)供給力の維持」に係るペナルティは課されない認識であるが相違ないか。(脱炭素燃料での発電のリクワイアメントは、「混焼率リクワイアメント」で課されているものと認識)	ご記載のように、脱炭素燃料(水素、アンモニア等)が調達できない場合に、LNG・石炭などの化石燃料で代替することで供給力を提供したとしても、「供給力の維持」のペナルティ対象とはなりません。
14	第3章 権利および義務	18	ノンファーム電源に対する抑制についても、リクワイアメントが未達成となった場合においてもペナルティの対象とならないようにしていただきたいです。 <理由> 脱炭素化に向けた新設・リプレース等の巨額の電源投資に対し、長期固定収入が確保される仕組みにより、容量提供事業者の長期的な収入予見性を確保することで、電源投資を促進するために実施する制度として創設されましたが、ノンファーム電源に対する抑制によりペナルティを受ける可能性が排除できない状況では、長期的な予見性が得られず、電源投資が進まないことを憂慮しております。 <補足> ・2023年4月以降、系統の空き容量の有無に関わらず、ノンファーム型接続を適用することとなりました。 ・2023年度の「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答（2024.7.8更新）」におけるNo.161,162において、「ノンファーム電源に対する抑制については、リクワイアメントが未達成となった場合、アセスメントの審査において個別に考慮することを想定しております。」という回答でした。	ノンファーム電源に対する抑制については、リクワイアメントが未達成となった場合、アセスメントの審査において個別に考慮することといたします。 アセスメントにおいて、事業者に帰責性がないと認められる場合は、ペナルティは免責されることとなります。
<b>他市場収益の還付について</b>				
15	第3章 権利および義務	21	第28条で規定されている還付について、他市場収入を相対契約により得ている場合、また当該相対契約もkWh収入ではなく複数台での定額契約としている場合、契約額のkW割合相当額を他市場収入とし、その額と変動費の差額について定められた割合分を還付するという考え方で問題ないでしょうか。	「相対契約もkWh収入ではなく複数台での定額契約としている」について、契約の詳細がわかりかねますので、その詳細について確認させていただいた上で、他市場収入に該当する額を確認させていただければと思います。 (仮に、ご質問の契約が、蓄電池を対象としており、アグリゲーターと定額で卸契約を締結しているものであるとすれば、容量提供事業者とアグリゲーター間で締結された卸契約が他市場収入に該当し、還付の対象となります。) (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
<b>不可抗力について</b>				
16	第3章 権利および義務	21	1.④「一般送配電事業者が保有する送電線故障による出力抑制等」について、送電線故障以外にも系統作業や需給バランス調整に伴う出力抑制や停止指令については、容量提供事業者の責では無いことは明白であるため、不可抗力事由として取扱う認識であるが相違無いか。また、認識が正しい場合29条もしくは20条1項①(1)等へその旨を記載いただきたい。(20条1項(2)においては出力抑制に対する扱いが注記あり)	系統作業による出力抑制もしくは停止に関しては、容量停止計画の提出対象となっています。需給バランス調整に伴う出力抑制や停止に関しては、各リクワイアメントの中で個別の事例を確認し、本機関が合理的と認めた場合には、ペナルティ対象とはなりません。
17	第3章 権利および義務	21	燃料供給事業者起因による供給不調などの容量提供事業者にてコントロール不可である事由で燃料調達できない場合には、制度適用期間前および制度適用期間において不可抗力として整理いただきたい。	不可抗力に該当するか否かは、個別の事例を確認し、判断いたします。
18	第3章 権利および義務	23	29条において、不可抗力が生じたことにより、合理的な努力をしたにも関わらず、リクワイアメントを達成できないなどの場合、本機関は当該容量提供事業者の状況を個別に確認した上で、例外的に経済的ペナルティを適用しない場合があるとされています。この点に関し、経済的ペナルティを適用するかしないかにつき、より具体的にはどのような考慮要素等に基づき判断されることになるのでしょうか。	個別の事例を確認し判断するため、一律の回答は致しかねますが、当該容量提供事業者が合理的な努力をしたか否かは判断要素の一つといたします。
19	第3章 権利および義務	23	第29条 コロナウイルスなどの感染症などが発生した際は不可抗力に該当するでしょうか。	不可抗力に該当するか否かは、個別の事例を確認し、判断いたします。
20	第3章 権利および義務	23	第29条1.④について、一般送配電事業者の事由による系統接続の遅延は不可抗力であり、第15条のペナルティの対象外であることを確認させてください。	「供給力提供開始期限の遵守」のリクワイアメントにおいて、個別の事例や当該事象に対する事業者の対応を確認し、事業者に帰責性がない不可抗力事由によるものと認められる場合は、ペナルティは免責されることとなります。この場合、工期等を勘案し、供給力提供開始時期を変更することを認め、当該変更による「供給力提供開始時期の順守」のペナルティが発生する場合には、当該ペナルティの対象外とすることといたします。
<b>契約の変更について</b>				
21	第4章 契約の変更等	23	31条1項⑩における「その他、本機関が変更を必要と判断した場合」とは、具体的にはどのような場合を想定されているのでしょうか。現在の表現のままですと広範に過ぎ、本機関による恣意的な変更のおそれが否定できないことから、より明確な規定とすべきと思料いたします。	約款31条第1項第1号～第9号に当てはまらないものの、契約の変更が必要と本機関が判断した場合に適用します。
<b>権利義務および契約上の地位の譲渡について</b>				
22	第4章 契約の変更等	24	第32条 広域機関による「本契約上の地位等」の承継・譲渡にかかる同意について質問です。具体的なご懸念事項について教えてください。第1回オークション後の経験も踏まえて、承認が難しいと考えられる事項としてわかる範囲で構いませんので、具体的な事例等により、基準を示していただけますでしょうか？	同意の可否は個別の事例を確認して判断するため、一律の回答は致しかねます。
23	第4章 契約の変更等	24	権利義務および契約上の地位の譲渡について貴機関の同意を得るプロセスや基準を公表又は該当者に連絡いただけないでしょうか。(2023年度の長期脱炭素電源オークション落札案件について現時点でもプロセスや基準が分からず、一方でこれらの内容によっては2024年度と同オークションの応札の仕方の検討が必要になる可能性もあり、早めに情報を知りたいため)	手続きが必要となった場合には、個別に本機関へお問い合わせください。なお、当該手続きに関する資料の公表要否も、今後、検討してまいります。
24	第4章 契約の変更等	24	32条2項のなお書きにおいて、「プロジェクトファイナンス等により設立された発電所あるいは法人に対する担保権設定等については、本機関と容量提供事業者の間で協議するものとします」とされていますが、通常の典型的なプロジェクトファイナンスにおいて、金融機関から一般的に求められるような内容の担保設定であれば、基本的にはご対応いただけるという認識で問題ないでしょうか。	同意の可否は個別の事例を確認して判断するため、一律の回答は致しかねます。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
25	第4章 契約の変更等	24	容量契約に関し、契約者（落札者）の会社情報（名義、住所、株主、代表者）が変更となった場合、どの情報の変更について変更手続きが必要でしょうか。（FIT/FIPのような整理表があるとありがたいです。）また、契約者が会社合併やグループ内の統合が発生した場合も譲渡として扱われ、契約の名義変更や新会社への譲渡などにはOCCTOによる承認が必要でしょうか。	参加登録時に登録した情報もしくは証憑に変更が発生する場合、該当する情報の変更を適切に行ってください。契約変更もしくは契約上の地位の譲渡の手続き要否に関しては、個別の事例を確認して判断いたします。当該事象が発生した場合には、個別にお問い合わせください。
<b>免責事項について</b>				
26	第5章 一般条項	26	34条において、本機関の軽過失による責任については免責されておりますが、その理由についてご教示ください。故意・重過失の場合のみでなく、軽過失の場合についても同様に責任を負うべきと思料いたします。	免責事項として一般的な内容を記載しております。
<b>用語の定義について</b>				
27	別添 用語の定義	30	供給力提供開始時期について、容量提供事業者が応札時に指定した契約電源の供給力提供開始年度と定義されていますが、初回の長期脱炭素電源オークションでは実際には応札時には指定できなかった（事業計画書に記載した時期が正とされた）ため、初回と同様であれば、誤解のない記載にしていだけないでしょうか。	ご指摘の箇所については、「容量提供事業者が電源等情報に登録した」と、修正いたします。